

平成 1 9 年度

広域の新事業支援ネットワーク拠点重点強化事業
(広域の新事業支援連携等事業費補助金)

公募要領

平成 1 9 年 2 月
近畿経済産業局

目 次

	ページ
事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
. 1 . 事業の趣旨 . 2 . 事業の内容 . 3 . 補助対象経費について	
. 4 . 補助率等について . 5 . 事業実施期間 . 6 . 採択予定案件	
応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
応募・採択について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
. 1 . 応募手続き . 2 . 採択について . 3 . 採否の通知について	
スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
事業評価について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
補助事業者の義務等・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
 (別添資料)	
別添 1 プロジェクトについて・・・・・・・・	1 2
別添 2 「対象となる事業全体の概要」・・・・・・・・	2 0
別添 3 「クラスター・マネージャー」ガイドライン・・・・・・・・	2 2
別添 4 「事業化支援案件」管理表・・・・・・・・	2 5

事業の目的

経済産業省では、我が国産業の国際競争力の強化と内発型の地域経済活性化を目的として、地域における新事業やベンチャー企業が續々と創出されるような事業環境を整備し、もって、新産業の創出及びイノベティブな産業集積（産業クラスター）の形成を図る「産業クラスター計画」を平成13年度より推進しています。

具体的には、第 期である平成13年度から17年度までの5年間で、産業クラスター計画のネットワークの中から5万件以上の新事業を創出してきており、第 期である平成18年度から22年度までの5年間では、引き続き質の高い「顔の見えるネットワーク」の充足・拡充を図るとともに、具体的事業の展開、参画企業の経営革新やベンチャー企業の創出することを目標としています。

その中で当事業は、「産業クラスター計画」の中核的役割を担う推進組織（以下、「推進組織」という。）と連携し、一定の地域・分野における人的ネットワークの形成・強化により、中堅・中小企業や大学発ベンチャーの新事業が促進される事業環境を構築し、地域を支え世界に通用するような企業・産業の創出を図る支援機関（以下、「拠点組織」という。）の事業を助成し、もって、新事業が次々と展開する産業クラスターの形成を進めることを目的とします。

事業の概要

1. 事業の趣旨

近畿経済産業局では、「近畿産業クラスター計画」のプロジェクトとして推進する「関西フロントランナープロジェクト Neo Cluster」、「関西バイオクラスタープロジェクト Bio Cluster」及び「環境ビジネスKANSAIプロジェクト Green Cluster」の3つのプロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）において、各々の個別プロジェクト計画^{注1}の趣旨に合致し、推進組織と連携して事業を実施することで、これまでの活動を通じて構築されてきたネットワークを更に拡充・活性化させるような拠点組織の事業に対して補助を行います。その実施事業者を選定するため、以下の要領で事業企画提案を募集いたします。

2. 事業の内容

次に掲げる要件(1)(2)(3)を全て満たしていることが必要です。

(1) 事業全体として、事業内容が次に掲げる または に該当すること。

事業内容が別添1の各々のプロジェクト計画を十分に踏まえた企画内容であり、推進組織と提案者とがそれぞれの能力を効果的に活用しつつ連動して推進するものであること。
事業内容が別添1の各々のプロジェクト計画を十分に踏まえた企画内容であり、推進組織と提案者とがそれぞれの能力を相互補完することで、全体として事業を効果的に推進するものであること。

(2) 事業全体として、事業内容が次に掲げる または のいずれかに該当すること。

一定の地域・分野における人的ネットワークの形成・強化を行うことにより、新事業が次々と展開する産業クラスターの形成に寄与するもの。【一般型】

大学発ベンチャー支援者ネットワークの形成・強化を行うことにより、新事業が次々と展開する産業クラスターの形成に寄与するもの。【大学発ベンチャー型】

* 下線部については、別添2 対象となる事業全体の概要をご参照下さい。

(3) 個別事業の事業内容が次に掲げる ~ のうちいずれかに該当すること。

ネットワーク形成事業

産学官におけるネットワークの形成を推進し、そのネットワークを運営するために

^{注1} 各地域での産業クラスター形成に係る事業(プロジェクト)を本格的かつ着実に展開するため、改めて産業クラスター政策に係る基本的な方針・戦略を策定するとともに、各プロジェクトについて、産業クラスター形成に係るビジョン、プロジェクトの目標、クラスター形成のシナリオ等から構成される計画(産業クラスター研究会報告書参照)。具体的な個別計画については、近畿経済産業局にお問い合わせ下さい(P6~7参照)。

う事業。

新事業創出支援事業

技術、人材、その他の地域に存在する産業資源の発掘調査やその評価、事業提携のための専門家派遣等を実施することで、新たな事業創出を支援する事業。

連携促進事業

産学官や異業種の交流会を開催することで、ネットワークの強化を促進する事業。

販路開拓支援事業

ネットワークを形成する中小企業等が開発した新商品等の販路の開拓について支援する事業。

情報提供事業

ネットワークを形成する中小企業等が抱える課題等に対応するために、各種専門家による相談窓口開設や企業等への派遣を行う事業。その他、中小企業等に対する情報等の提供、セミナー開催等を行う事業。

3. 補助対象経費について

(1) 事業の区分、補助対象経費は次の表のとおり。

補助事業の区分	補 助 対 象 経 費	
	経費の区分	内 容
ネットワーク形成事業	データベース作成費	オンライン機器使用料、消耗品費、データ整備費
	謝 金	クラスター・マネージャー謝金、専門家謝金、委員謝金、講師謝金、
	旅 費	クラスター・マネージャー旅費、専門家旅費、委員旅費、講師旅費、職員旅費
	委 託 費	調査・分析、データベース作成業務を委託する経費
	事務庁費	資料購入費、印刷製本費、会議費、会場借料、機器等借料、通信運搬費、補助職員手当、データベース検索費、広告宣伝費
新事業創出支援事業	謝 金	専門家謝金、委員謝金、調査員謝金
	旅 費	専門家旅費、委員旅費、調査員旅費、職員旅費
	委 託 費	調査・分析、会場の設営等を委託する経費
	事務庁費	資料購入費、印刷製本費、会議費、会場借料、会場設営費、機器等借料、通信運搬費、補助職員手当、データベース検索費、広告宣伝費
連携促進事業	謝 金	専門家謝金、委員謝金、講師謝金
	旅 費	専門家旅費、委員旅費、講師旅費、職員旅費
	委 託 費	調査・分析、会場設営等を委託する経費
	事務庁費	資料購入費、印刷製本費、会議費、会場借料、会場設営費、機器等借料、通信運搬費、補助職員手当、データベース検索費、広告宣伝費
販路開拓支援事業	謝 金	専門家謝金、委員謝金、講師謝金
	旅 費	専門家旅費、委員旅費、講師旅費、職員旅費
	委 託 費	調査・分析、会場設営等を委託する経費
	事務庁費	資料購入費、印刷製本費、会議費、会場借料、会場設営費、出品料、附带工事費、機器等借料、通信運搬費、補助職員手当、データベース検索費、広告宣伝費

情報提供事業	ホームページ 整備費	オンライン機器使用料、消耗品費、ホームページ整備費
	謝 金	講師謝金、専門家謝金、調査員謝金
	旅 費	講師旅費、専門家旅費、調査員旅費、職員旅費
	委 託 費	調査・分析、企画デザイン等広報媒体作成に必要な業務、ホームページ作成業務、サーバ管理、会場の設営等を委託する経費
	事 務 庁 費	資料購入費、印刷製本費、会議費、会場借料、会場設営費、出品料、附带工事費、機器等借料、通信運搬費、補助職員手当、データベース検索費、広告宣伝費

(2) 経費支出基準

事業を実施するに当たり、補助対象となる「経費の区分」は以下のとおり。

但し、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）については、補助対象外となります。

謝金

- ・ クラスター・マネージャー謝金：クラスター・マネージャー^{注2}に対して支払う謝金。
- ・ 専門家謝金：コーディネータやアドバイザーなどを含む学識経験等の知見を有する者に支払う謝金。
- ・ 委員謝金：研究会、委員会等を開催するに当たって、委員に支払う謝金。
- ・ 講師謝金：講演会等を開催するに当たって、講師等に支払う謝金。

- ・ 調査員謝金：基本的な調査等、補助職員より能力が必要な作業を行う者に支払う謝金。

旅費

- ・ クラスター・マネージャー旅費：クラスター・マネージャーが補助事業の実施に当たって、必要となる旅費。
- ・ 専門家旅費：専門家が補助事業の実施に当たって、必要となる旅費。
- ・ 委員旅費：研究会、委員会等に際し、委員を招聘するに当たって、委員に支払う旅費。
- ・ 講師旅費：研究会、講演会等に際し、講師等を招聘するに当たって、講師等に支払う旅費。

- ・ 調査員旅費：調査員が実地調査等の実施に当たって、必要となる旅費。
- ・ 職員旅費：補助事業者の職員が補助事業の実施に当たって、委員会、研究会等の会議に出席する場合、及び実地調査等に同行する必要がある場合に支払う旅費。

委託費

調査・分析、会場の設営等、補助事業の業務の一部を外部の業者に委託する経費。

データベース作成費

オンライン機器の使用料や消耗品など、データベースを作成する際に必要となる経費。

ホームページ整備費

オンライン機器の使用料や消耗品など、ホームページを整備する際に必要となる経費。

事務庁費

補助事業を遂行するために必要な事務的経費。

4. 補助率等について

補助率は10分の10以内です。

但し、事業の規模（補助金の交付決定額）は300万円以上とします。

5. 事業実施期間

交付決定日から平成20年3月31日までとします。

6. 採択予定案件

一般型については、12件程度で総額約1.4億円を予定しております。

大学発ベンチャー型については、全国で10件程度で総額約6千5百万円を予定しております。

平成19年度予算の国会での成立を前提としております。なお、具体的な金額等については、採択にあたっての審査結果等を精査のうえ決定いたします。そのため経費負担（補助）額が提案の金額と同じになるとは限りません。

注2 「『クラスター・マネージャー』ガイドライン」<別添3>をご参照ください。

応募資格

実施事業者は日本国において登記され、法人格を有していることが必要です。

1. 当該事業を確実に遂行できる実施事業者であること(以下に掲げるものを全て満たすこと)
プロジェクトの推進組織と相互の情報共有を行い、プロジェクトの方向性を共有しつつ、推進組織と調整の上、事業を企画・遂行する体制を有していること。
プロジェクトの対象地域や対象分野のうち、一定の地域・分野(特定の産業分野)において、または大学等を中心として、新事業が次々と創出する競争力のある中堅・中小企業等の人的ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を有していること。
のネットワークに参画する者の名簿を作成・管理していること。
新事業創出に係る「事業化支援案件^{注3}」を随時把握し、定期的に報告する体制を有している(または係る体制を整備する具体的な計画を有している)こと。
連携するプロジェクトの対象地域内に事業を実施する「活動拠点」があること。(事業を実施する提案者の所在地が連携するプロジェクトの対象地域内にあること。または、所在地が対象地域外の場合であっても、実際に事業を実施する支店、支部、事業所等が連携するプロジェクトの対象地域内にあり、かつ事業に関する会計書類など関係書類をすべて管理できる機能を有していること。)
2. 補助事業に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有すること。
3. 補助事業を的確に遂行するに足る組織、人員、能力等を有していること。
4. 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

応募・採択について

1. 応募手続き

(1) 応募受付期間

平成19年2月14日(水)から平成19年2月27日(火)[17:00必着]
受付時間 10:00~12:00、13:30~17:00 / 月曜~金曜

以下の提出先に必着です。受付時間外や締め切りを過ぎての提出は受け付けられません。またFAXによる提出は認められません。なお、郵送の場合は配達等の都合で締め切り時刻までに届かない場合がありますので、締め切りの期限に余裕をもって送付されますようご注意ください。

(2) 提出先、問い合わせ先

本公募に関する提案書の提出及びお問い合わせ先は、以下のとおり。プロジェクトに関する事項や提出書類等の詳細については事前にお問い合わせください。

< 提案書の提出先 >

〒540-8535

所在地 大阪市中央区大手前1-5-44

近畿経済産業局 地域経済部 次世代産業課(担当:橋本、須山)

電話:06-6966-6008 / FAX:06-6966-6097

< 個別プロジェクトに関するお問い合わせ先 >

・関西フロントランナープロジェクト Neo Cluster

〒540-8535

所在地 大阪市中央区大手前1-5-44

近畿経済産業局 地域経済部 次世代産業課(担当:橋本、須山)

電話:06-6966-6008 / FAX:06-6966-6097

^{注3} 事業化支援案件とは、シーズの発掘から事業化(製品化等による市場投入)に至る前段階までの案件であって、産業クラスターのプロジェクト活動の中で、最終的なビジネスのターゲットを見据えつつ、継続して支援を行っている案件をいい、<別添4>の管理表により把握することとします。

- ・関西バイオクラスタープロジェクト Bio Cluster
近畿経済産業局 地域経済部 バイオインダストリー振興室（担当：大屋、丹羽）
電話：06-6966-6163 / FAX：06-6966-6079
- ・環境ビジネスKANSAIプロジェクト Green Cluster
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課（担当：坂野、武田）
電話：06-6966-6018 / FAX：06-6966-6081

< 大学発ベンチャー型に関するお問い合わせ先 >

近畿経済産業局 地域経済部 産学官連携推進課（担当：大平、田中）
電話：06-6966-6164 / FAX：06-6966-6079

(3) 提出書類について

- ・事業実施期間は単年度であることから、応募書類に記載する金額は、会計年度中に支出される経費について記載することとなります。
- ・提案に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。これに示された形式以外での提案は認められません（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません）。
- ・次項の「提出書類一覧表」における書類について、正本1部、写し1部の提出が必要となります（通しページを提案書下中央に必ず打ち込んでください）。
- ・応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います。従って、「応募書類」は、できるだけ書類上の記述だけで理解できるように記載してください。（様式中の注意事項等を参考に、適宜、具体的な数字や図表等を用いて、できるだけ分かりやすくご説明ください。）
なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料の提出を求めることがあります。
- ・「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は、審査のためにのみ使用いたします。提出された書類は、返却いたしませんのでご注意ください。
- ・提出書類の用紙の大きさはA4版、片面印刷でお願いします。（両面印刷は認めません。）
- ・使用文字は、原則、全角でお願いします。ただし、英字・数字・カタカナについては半角を使用して結構です。
- ・コンピューターなど電子機器を使用し作成してください。
- ・提出書類に著しい不備がある場合は、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。

< 提出書類一覧表 >

	書 類 名	備考
応募書類	提案書	様式1
	提案者の概要	様式2
	事業内容等説明書	様式3
	クラスター・マネージャー活動計画書 クラスター・マネージャーを配置しない場合は提出する必要はありません	様式4
	事業実施計画（スケジュール）	様式5
	提案事業総額内訳表	様式6
補足資料	パンフレット等提案者の概要がわかるもの	
	資産、負債及び収支の状況がわかるもの （貸借対照表、損益計算書など）	写し可
	提出書類 事前チェックシート	様式7
	CD又はFD（「応募書類」を保存したもの）	画像形式不可

2. 採択について

(1) 審査の方法

本事業は、応募書類等（応募書類、補足資料及び追加説明資料）に基づき、必要に応じて、提案者や外部の有識者（審査委員会に属する外部委員）等にヒアリングを行うことで、以下の審査項目ごとに点数評価を行い、当該点数評価をもとに、近畿経済産業局が設置する審査委員会において審査のうえ、予算の範囲内で採択案件を決定します。

ただし、審査項目（ ）について、ひとつでも「不適切」との評価があるものについては、審査の合計点に関わらず採択しない場合があります。

(2) 審査項目

補助事業を遂行する体制、能力等の評価

補助事業を実施するに当たって、推進組織と連携した体制、能力を有しているか否か判断するため、ア～カの項目につき審査します。

ア．補助事業者としての適格性（ ）

提案者が、当該補助事業の補助対象としている法人であり、かつ補助事業を着実に遂行するために必要な人的、物的体制が整備されているか審査します。

イ．補助事業の実施体制（ / 大学発ベンチャー型は点数評価）

提案者が補助事業を実施するために必要な体制を有しているか審査します。

ウ．推進組織との連携体制（ ）

提案者が補助事業を実施するために必要な、推進組織との連携体制を有している（または整備する具体的な計画を有している）か審査します。

エ．管理・評価体制（ ）

提案者が、補助事業における拠点構成企業^{注4}の概要（売上高・従業員数等）やセミナー・交流会・マッチングセッションの開催状況、専門家派遣の状況、補助事業実施による成果等を管理・評価する体制を有しているか審査します。

オ．提案者の実績等（一般型のみ）

提案者が産業振興活動（特に、補助事業の対象地域または対象分野における産業振興活動）の実績を有しているか審査します。

カ．ネットワークの構築（大学発ベンチャー型のみ）

提案者が、補助事業を実施するために必要なネットワークを有しているか審査します。

事業計画の内容の評価

提案されている事業計画の内容が、別添1で示されている目標及び目指す方向性を踏まえ、これまでのプロジェクト活動を通じて形成されたネットワークをもとに、ネットワークを形成し、あるいは、更に拡充・活性化させる優位性を持ったものであるなど、補助事業の目的に対して適切であるかを判断するため、ア～エの項目につき審査します。

ア．現状把握、課題設定及び事業の必要性（ ）

補助事業の対象地域、対象分野、拠点構成企業^{注4}における現状や課題を把握した上で、補助事業の必要性（方向性）を明確化しているか審査します。

イ．事業内容

個別プロジェクト計画における目標や目指す方向性を踏まえ、プロジェクト活動と連携を図りつつ、効率的・効果的に実施できる事業内容となっているかを審査します。

ウ．推進組織が実施する事業との連携関係（ ）

推進組織と提案者の能力を効果的に活用しつつ連動して推進する、または相互に補うことで全体として効果的に推進する具体的な計画を有しているか審査します。

^{注4} 拠点構成企業とは、ネットワークに参加している企業等のうち、連携するプロジェクト及び産業クラスター計画の趣旨に対して同意の上、当該事業への参画の意思を、原則書面により確認した中堅・中小企業のことです。また、補助事業者は、企業の概要等について企業リスト（データベース等）により管理していることが必要です。補助事業を実施する際には拠点構成企業を把握する必要があります。

エ．補助事業実施による効果（ ）

補助事業を実施することにより、推進組織の広域的な人的ネットワークの更なる拡大に寄与するなど、プロジェクトのより一層の推進が期待できるものとなっているか審査します。

将来的な事業の自立、発展性（ ）

提案者が、将来的にも、推進組織との連携を図り、かつ自立的に事業活動を継続・展開するビジョンを有しているか審査します。

地域の実情に応じた産業振興の観点における政策上の評価

提案者の実施する事業が、地域の実情に応じた産業振興等の観点から、特に必要であるかを審査します。

3.採否の通知について

選定結果（採択または不採択）の決定後は、近畿経済産業局から速やかに通知します。採択者は、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。通常は、平成20年4月10日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります（それまでの間は原則として補助事業者の立替払いとなります）。

なお、特に必要と認められる場合、所定の手続き、承認を得るとともに、年度の途中で事業の進捗状況及び費用（支払行為）の発生を確認したうえで、当該部分にかかる補助金額が支払われることもあります。

スケジュールについて

時期	提案者	近畿経済産業局
2月14日	提出書類（応募）	公募開始
2月27日		公募締め切り
3月中旬		（審査委員会）
3月下旬	結果通知	採 択
4月	交付申請・交付決定	
翌3月	事業開始	
	事業完了	
	実績報告書提出	額の確定
	精算払請求	精算払

事業評価について

経済産業省及び近畿経済産業局は、補助事業について定期的に事業評価を行います。従って、実施事業者として採択され、補助事業を実施する際には、事業評価に必要な補助事業の実施状況を把握するため、ネットワーク構成企業の概要（売上高・従業員数等）や、補助事業によるセミナー・交流会・マッチングセッションの開催状況、専門家派遣の状況、補助事業実施による成果等を定期的に報告していただく必要があります。また、別途必要に応じて経済産業省及び近畿経済産業局が、補助事業に関する調査を、事業実施中並びに事業実施後に行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

補助事業者の義務等

- (1) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、近畿経済産業局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (2) 補助事業者は、事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ申請書を近畿経済産業局長に提出し、その承認を受けなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不相当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができます。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、近畿経済産業局長に届け出なければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、近畿経済産業局長の要求があったときは速やかに状況報告書を近畿経済産業局長に提出しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、速やかに実績報告書を近畿経済産業局長に提出しなければなりません。

- (6) 近畿経済産業局長は、実績の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（計画変更に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。
- (7) 近畿経済産業局長は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができます。取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じます。
- 補助事業者が、法令、補助金交付要綱又は法令若しくは補助金交付要綱に基づく近畿経済産業局長の処分若しくは指示に違反した場合。
- 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

<別添1>

「関西フロントランナープロジェクト Neo Cluster」について

1. 産業クラスター計画のプロジェクト名

関西フロントランナープロジェクト

2. 対象地域

近畿地域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）

3. 対象産業

情報・高度モノ作り産業

（主に、未来型情報家電・ロボット、高機能部材、エネルギー関連装置・機器等）

4. プロジェクトの構成及び規模

ネットワーク構成企業（近畿圏に立地する中堅・中小企業：約1300社 平成18年11月末時点）及びサポーター（大手企業、金融機関、産業支援機関、個人等）で構成

5. 推進組織及び拠点組織

推進組織（別途公募により選定） 拠点組織（本公募により選定）

【プロジェクトの目標】

産学官の人的ネットワークを深化、活用しながら、より具体的な産業・製品イメージを持つテーマに絞ったクラスター活動を展開し、我が国経済の産業競争力を高め、地域経済への波及効果の高い次世代産業のクラスターの形成を図る。

【これまでの活動実績】

関西フロントランナープロジェクトのビジョン・目標等を共有するため、関係機関との情報交換会議を開催し、関係機関が主催する事業等でビジョンのプレゼンテーション等を積極的に実施した。

ネットワーク形成については以下のとおりで、クラスター活動を推進するに十分な状況となった。

- ・プロジェクト全体で1300社あまりの企業が参加。
- ・学識者ネットワークとして約60名の研究者等が参加。
- ・関西の主たる産業支援機関（関西経済連合会、大阪商工会議所、（独）中小企業基盤整備機構近畿支部、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構関西支部、知的クラスター推進本部等）

が本プロジェクトの企画・運営に参加。

事業化支援機能については、クラスターコア形成のための仕組み、大企業・地域金融機関を巻き込む支援制度を構築した。

【目指す方向性】

（1）産業・製品イメージがあり、かつ、クラスター形成の萌芽のあるテーマ（重点テーマ）に的を絞ったクラスター活動を展開する。

- ・未来型情報家電・ロボット
- ・高機能部材
（自然順応型ネオマテリアル、多機能センサー、次世代航空機部品、次世代半導体等）
- ・高効率エネルギー関連装置・機器
（燃料電池、太陽電池、二次電池関連機器等）

（2）関西に集積する独自の高い技術力を持つ企業やグループを、地域の様々な関係者が協力し、集中的に支援することにより、関西から世界に通用する次世代の技術・製品・サービスを持った企業群を創出する。

（3）企業間及び大学や公的支援機関の連携環境を整備し、多彩な交流やプロジェクトが次々に生まれる状況を創出し、関西が次世代産業の集積地（ネオクラスター）として内外に認知され、さらに域外の技術・人材等の流入を促進するなど、クラスターが一層成長する好循環モデルを生み出すことを目指す。

【平成19年度の活動方針】

1. ネットワーク形成事業

(1) ネットワーク基盤の整備

ネオクラスター事業の活動及び運営の方向性、関連事業等の実施方針、ワーキンググループ活動の検討を行うため、会員の意識確認の場を設置し、会員間のネットワーク形成の深化・拡大を図る。さらに推進組織・拠点組織のクラスターマネージャーやコーディネータ等の連絡会議等を開催し、各機関における事業の連携促進を図る。

(2) 学識者ネットワークの運営

ネオクラスター推進共同体に登録している関西地域の学識者や専門家の情報交換・交流により、ネットワークの連携強化を図る。

2. 新事業創出支援事業

(1) 新事業創出コーディネータ等会議の開催

各イベントの実行戦略を検討するにあたり、的確な事業戦略・方針を立てるためのクラスターマネージャー、コーディネータが構成する実務戦略ワーキンググループを開催する。商社OBなどの専門家、大学教授などの有識者といったアドバイザーの意見も適宜踏まえ、サービス内容、ターゲット、アウトプットイメージの検討等を行う。

(2) 技術評価

クラスターのネットワークを活用し、技術やマーケット等について評価するサービスを実施し、その評価結果の提供を通じて、金融機関からの融資や自治体の助成金の活用等を支援する。

(3) 表彰

当該クラスターの重点テーマに合致し、加えて経済・産業の波及に大きな効果が期待される技術を有した企業やプロジェクトなどを表彰・奨励し、意識の高揚を図る。これらの企業やプロジェクトについては、重点的に支援する。

(4) 大手企業とのマッチング促進

・中堅・中小・ベンチャー企業、研究機関等が持つアイデアや技術シーズと大手企業が持つ製品開発力を組み合わせ、新たな製品やサービスの開発へつなげていくためのプラットフォームを運営する。

・大手企業や研究機関が持つ知財を会員企業に対し移転するマッチング会を開催する。

(5) 新事業創出支援調査の実施

・研究開発や試作のために会員企業が共同で利用することができる「プラットフォーム」の実現に向けた検討を行う。

・会員企業同士が共同で取り組む商品開発提案に対し、高付加価値商品開発の検討のための市場調査等を実施する。

(6) ビジネスマッチング支援

広範かつ専門的な知見を有するコーディネータが、クラスター会員企業等を訪問し、保有するシーズ（新商品・製品の販路開拓先、デザイン、解決すべき技術等）を把握するとともにマッチングやグループ支援等、事業化のために必要な調整・支援等を行う。

3. 連携促進事業

(1) フォーラムの開催

企業、大学、研究機関等における新技術・新製品の発表・情報発信することにより企業同士、産学連携等のビジネスマッチングの推進を図る。

(2) 事業化推進研究会事業

企業が連携し、事業拡大、新事業開拓、共同開発等を行うことを目指す場として、ビジネス・技術のマッチングの研究会を開催する。また、同様の活動を行うグループの支援を行う。

4. 販路開拓支援事業

(1) 展示会出展支援

クラスターコア企業の製品や技術シーズを効果的に広く知らしめ、来訪者との商談成立を目指すため、商社OB等の専門家による展示会出展にかかるアドバイスや支援を行う。

(2) 海外販路開拓支援

クラスターコア企業の海外への販路開拓をはじめとした海外展開を促進するため、海外の最新のビジネス事情に精通し、海外進出に対して様々なサービスを提供しているジェトロと連携して、海外向けビジネスプランのブラッシュアップ等、クラスターコア企業の海外販路開拓への支援を行う。

5 . 情報提供事業

(1) 情報の配信・提供

各組織の活動状況、重点分野における技術情報、会員企業の新製品・新事業紹介等、会員等に対してきめ細やかで、タイムリーな情報提供を行っていくため、ホームページの充実、会報の発行、メールマガジンの配信等、情報提供などを実施する。

(2) 施策等説明会・相談会の開催

経済産業省をはじめとする国の施策や重点分野における技術について情報提供を行うとともに、当該施策活用に関する個別相談の場を設置する。

以上

「関西バイオクラスタープロジェクト Bio Cluster」について

1. 産業クラスター計画のプロジェクト名
関西バイオクラスタープロジェクト
2. 対象地域
近畿地域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）
3. 対象産業
バイオ関連産業
（主に次の分野：創薬、再生医療、先端解析機器、バイオプロセス、食、環境バイオ）
4. プロジェクトの構成及び規模
・ネットワーク構成企業約530社（うち中堅中小企業約450社）
（平成18年11月30日時点）
・35大学、13機関、10自治体等とのネットワーク
5. 推進組織及び拠点組織
推進組織（別途公募により選定）、拠点組織（本公募により選定）

【プロジェクトの目標】

地域における大学・研究機関、関連産業の分厚い集積を活用して、国内外のバイオクラスターと連携・協働しながら、多様・多層なクラスターの形成を図り、世界のバイオクラスターに比肩する国際的クラスターとして「関西バイオクラスター」の形成を図る。

【これまでの活動実績】

- (1) 「技術シーズの事業化に向けたハンズオン支援事業」(注1)を中心とした、クラスターコア(注2)の形成や成長支援と、中堅・中小企業のバイオ分野への進出支援を中心に活動した。
(注1) 大学等に存在する優秀な技術シーズを発掘し、公募形式による研究開発助成事業に繋げ、その後の事業化を目指す取り組みを一連の流れで支援する推進組織の実施事業
(注2) クラスター形成の核となるべき小規模なグループのこと。各種研究会等クラスター活動の結果形成されたグループであって、地域新生コンソーシアム研究開発事業等の国、地方自治体の研究開発支援事業や新連携事業を始めとする事業化推進施策に採択された連携体、グループが代表的な例。
- (2) 推進組織と拠点組織は、クラスターマネージャー会議等の場を活用し、相互に連携・協働しながら事業を実施した。
- (3) 国内他地域のバイオクラスターとの連携・協働については、推進組織が音頭をとり、全国6地域のバイオクラスターとの交流事業を実施した。
- (4) 海外クラスターとの連携について、オランダフードバレーやケンブリッジバイオクラスターとの連携を進めた。

【目指す方向性】

- (1) 事業化支援機能の強化や販路拡大支援のための事業の実施
推進組織の骨格事業である「技術シーズの事業化に向けたハンズオン支援事業」について、ネットワーク形成推進委員会やコーディネータ会議のビジネスサイドの専門家による助言に加え、より戦略的な技術シーズの選定と、選定されたテーマに対するビジネスプラン作成支援事業を実施することにより、事業の「川上」と「川下」を強化する。
また、プロジェクト参加企業が、拠点地域の枠を越えて一堂に会し、技術及び情報交流の場を設けることにより、企業間のネットワーク拡大や販路拡大を図るビジネス交流会を開催する。バイオベンチャー企業の研究開発内容、事業方針・動向等について、事業連携先として期待される企業等に情報を提供し、個別マッチングを実施するアライアンスセミナーも実施する。
さらに、国内外から多くの来場者が予想される「バイオジャパン2007（横浜）」と、「全日本科学機器展2007（大阪）」を、平成19年度の販路拡大支援の重点事業と位置づけ、推進組織・拠点組織の連携のもと、メンバー企業を選定して出展支援を行う。
- (2) 海外バイオクラスターとの連携促進
オランダフードバレーやケンブリッジバイオクラスター等との個別の連携事業を実施するとともに、関西バイオクラスターとしての海外クラスターとの戦略的な連携・協働に向けて、組織体制を整備し、交流促進の基本計画を策定する。

【平成19年度の活動方針】

1. ネットワーク形成事業

(1) ネットワーク基盤の整備

バイオ関連産業における産学官のネットワークを形成するために必要な事業計画及び調査計画を審議する場を設ける。また、新事業創出支援事業の「コーディネータ会議」により報告された技術シーズについても審議し、連携促進事業の「技術シーズ公開会」での発表案件を選定するとともに、同技術シーズの事業化に向けた方策を検討する。

(2) 若手大学研究者とのネットワーク強化

関西におけるバイオのニューリーダーとして期待される若手大学研究者の立場から、関西バイオクラスタープロジェクトの活動内容について議論するとともに、メンバー研究者の先端的技術シーズに関するセミナーを開催する。

(3) ポスドク人材とバイオベンチャー企業とのネットワーク強化

バイオベンチャー企業を人材面から支援するため、管内大学におけるポストドクター等の若手研究人材の実態を調査し、プロジェクトが支援するバイオベンチャー企業へ人材を供給するための体制構築を目指す調査を実施する。

(4) 海外クラスターとの交流基本計画策定

関西地域として海外クラスターとの交流を促進するための基本計画を、関係者へのヒアリングを行いつつ策定する。

(5) 推進組織、拠点組織間の連携強化

各組織のクラスターマネージャー等が活動内容や事業の進め方について情報・意見交換を行うとともに、関西バイオクラスタープロジェクトが実施する事業の総合調整を行う会議を開催する。

2. 新事業創出支援事業

(1) コーディネータ会議

研究者やバイオベンチャー企業の有する技術シーズを評価し、優れた技術シーズを発掘するとともに、当該技術シーズの事業化の可能性に関する評価を実施し、ネットワーク形成推進委員会に報告する。

(2) ビジネスプラン作成の支援

推進組織内にビジネスプラン検討会を設置し、重点分野のバイオベンチャー企業のモデルとなるようなビジネスプランの作成を支援する。対象案件はシーズ・ニーズ調査により発掘し、コーディネータ会議及びネットワーク形成推進委員会での検討を経たものから選定することを基本とし、ネットワーク形成推進委員会では、作成したビジネスプランの評価、事後のフォローアップを通じた事業化支援を実施する。

(3) コーディネーター派遣等相談事業

バイオベンチャー企業や、バイオ分野への参入やバイオ分野での第二創業を目指す企業・起業家を対象に、技術面や経営面の問題について、学識者、弁理士、経営コンサルタントなど専門家による評価・助言を行う。

(4) ワーキンググループ活動への支援

プロジェクト活動により形成された共同開発案件について、関心のある企業によるマッチングと事業化に向けた支援を行う。

3. 連携促進事業

(1) 技術シーズ公開会及びフォローアップ勉強会

ネットワーク形成推進委員会において選定された技術シーズの発表会及び同発表会において企業の関心の高い技術シーズについてのフォローアップ勉強会を開催する。

(2) シーズ・ニーズ調査

研究者・バイオベンチャーの有する優れた技術シーズと企業のニーズのマッチングを図り、新技術の研究開発を通じ新製品・新産業の創出を図るため、専任コーディネータによる大学・研究機関・ベンチャー企業等のシーズの発掘とともに、企業ニーズの調査を行う。

(3) 関西バイオプロジェクト連携事業

管内自治体等のバイオプロジェクトの研究内容から、早期の産業化が期待できるものを発表するフォーラムを実施する。

(4) 関西バイオクラスタービジネス交流会

プロジェクト参加企業が、拠点地域の枠を越えて一堂に会し、技術及び情報交流の場を設けることにより、企業間のネットワーク拡大や販路拡大を図る。

(5) ビジネスアライアンスセミナー

バイオベンチャー企業の研究開発内容、事業方針・動向等についての情報を、事業連携先として期待される企業等に提供し、個別マッチングを実施する。

(6) 最先端バイオ領域交流支援事業

バイオテクノロジーの分野で注目を浴びている先端医療分野の組織工学・再生医学、遺伝子治療、コンビナトリアルエンジニアリング（創薬分野等）に係わるワークショップ、シンポジウムを開催し、関係企業・研究者との意見交換を通じ、ネットワークの形成とクラスターコアの創出を目指す。

(7) 海外バイオクラスターとの連携

オランダフードバレー及びケンブリッジバイオクラスターとの交流を進める。

(8) バイオクラスター連携委員会の設置

バイオクラスター連携委員会を設置し、関西バイオクラスターと海外のバイオクラスターとの交流を促進するための方策を検討する。

(9) 個別重点分野におけるニーズ・シーズマッチング事業

関西バイオクラスタープロジェクトの個別重点分野において、事業化に向けた具体テーマの探索や企業間交流等による研究開発プロジェクトの組成、研究・医療の現場で必要とされているニーズの発表、それらを企業とマッチングするための事業等を実施する。

(10) 医工連携拡大事業

医療機器、医用材料、バイオ研究支援機器等の分野において、企業との共同開発案件を提示する大学・研究機関、医療機関、開発に携わる企業を増やすと同時に、これら関係者へのヒアリング調査を行い、開発における課題や企業が持つ技術リソースの抽出を行う。

(11) 拠点地域ビジネス交流事業

地域におけるバイオ企業の事業内容や公開可能なニーズ・シーズを提供し、地域内外の企業・研究者とのマッチング機会を提供する等、拠点構成企業間の交流により新たなビジネス創出を図る。

4. 販路開拓支援事業

(1) 展示会への出展支援

平成19年度は、「バイोजアパン2007」（9月19日～9月21日：横浜で開催）及び「全日本科学機器展2007」（10月17日～10月19日：大阪で開催）を関西バイオクラスタープロジェクトの出展支援の主たる対象とする。これらの展示会において、一定数のブース等を借り上げ、クラスター部会企業等の出展支援や事業内容を発表支援を行うとともに、関西バイオクラスターとしての国内外へのPRを行う。

5. 情報提供事業

(1) セミナーの開催

関西バイオクラスタープロジェクトの重点分野において、今後の事業化に向けたクラスター活動の契機となり得ると認められるテーマについてのセミナーを開催する。

(2) 国際連携サイトの構築及び広報パンフレットの作成

関西バイオクラスタープロジェクトと海外クラスターとの国際連携を強化するため、窓口機能を果たすポータルサイトをweb上に構築するとともに、総合的なパンフレットを作成することにより、国際連携のための基盤を整備する。

以上

「環境ビジネスKANSAIプロジェクト Green Cluster」について

1. 産業クラスター計画のプロジェクト名
環境ビジネスKANSAIプロジェクト
2. 対象地域
近畿地域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）
3. 対象産業
環境関連産業
（主に有機性資源・廃棄物利用技術・装置、環境浄化技術装置・サービス等）
4. プロジェクトの構成及び規模
ネットワーク構成企業（近畿圏に立地する中堅・中小企業：約100社 平成18年11月末時点）及びサポーター（大手企業、金融機関、産業支援機関、個人等）で構成
5. 推進組織及び拠点組織
推進組織（別途公募により選定）、拠点組織（本公募により選定）

【プロジェクトの目標】

環境ビジネスは、21世紀型の新しい価値観を象徴し、あらゆる分野の環境負荷低減に寄与する新たなビジネス分野であり、市場規模の将来予測も有望である。近畿地域は、琵琶湖、淀川水系や臨海の工業地帯といった地理的特性があり、環境関連の企業集積や技術シーズを有する大学・研究機関も存在する。

これら社会的背景や近畿地域のポテンシャルを活用し、環境負荷低減に寄与する新技術・新商品の開発やサービスの提供、さらには環境システム構築も視野に入れたネットワークを形成・支援し、環境と経済のベストマッチングにより新事業の創出を図り、持続的・効率的な循環型社会形成を目指す。

【これまでの活動実績】

平成18年度よりプロジェクトを開始したが、これまでにシンポジウム・セミナーを12回開催し、11の個別研究会を立ち上げた結果、約100社にのぼるネットワークを得て、新事業の創出に取り組んでいる。

【目指す方向性】

上記目標を達成するためにはネットワークの拡大、事業連携体の充実には、コーディネータの拡充と育成が肝要である。また、推進組織、拠点組織で新事業創出機能の一部を共有化し、プロジェクトとしての相乗効果を高める。また、事業化支援の仕組みに、積極的に他施策を活用し、支援ツールの多様化を図る。

【平成19年度の活動方針】

3.1 ネットワーク形成事業

(1) ネットワーク基盤整備

産学官の連携、協働を推進し、ネットワークの形成、強化、拡大を図るため、環境・リサイクル分野における事業の活動及び運営の方向性、ワーキンググループ活動の検討を行う委員会を開催する。

(2) クラスタ・マネージャーの配置

クラスタの深化と連携拡大を図るため、環境分野において地域の大学やクラスタ構成企業との密接なつながりをもち、自治体や産業支援機関との関係強化を果たせる外部専門家をクラスタ・マネージャーとして配置し、企業のニーズを把握しつつネットワーク強化、具体的ビジネス展開支援を行う。

3.2 新事業創出支援事業

(1) 新商品・技術評価事業

研究者や企業の有する優れた技術シーズを発掘し、当該技術シーズの事業化の可能性に関する

る評価を実施するとともに、ビジネスニーズとのマッチングを行い、事業フォーメーションを検討する委員会を推進組織に設置し、拠点組織も参画し、新事業創出機能として共有化する。

また、特に重要なテーマについては、ワーキンググループを設置し、事業化テーマの選定、事業フォーメーションを検討する。

(2) 環境・リサイクル技術シーズの収集とデータベースの構築

アンケートやヒアリングなどに基づき、環境・リサイクル技術シーズの収集を行い、環境関連分野の企業・研究人材・機関のデータベースを構築し、ニーズとのマッチングに活用する。

(3) 環境リサイクルビジネス創出連絡会の実施

ビジネス全般に関わる関係機関を地域から一同に集め、多方面からの分析・検討を行う。

3.3 連携促進事業

(1) 環境ビジネス関連セミナー

事業・事例紹介、シーズ紹介を主に、事業化に向けたセミナーを開催し、ネットワークの深化、拡大を図る。

(2) 連携体の創出・新規組成・連携強化

テーマごとにコーディネータを決定し、取り組み実施計画の策定、実行フォローを行い、事業化に向けた検討を行う。

3.4 販路開拓支援事業

(1) 展示会出展

中堅・中小企業の開発した製品・技術等をビジネスに直接つなげる商談の機会創出を目的として、会員企業の出展を支援する。特に、びわ湖環境ビジネスメッセやひょうご環境展などの地域振興施策のほか、特許流通フェアや中小企業基盤整備機構などが実施する展示会を積極的に活用する。

(2) 他施策の活用

事業化支援機能のフルセット主義に拘らず、販路マッチングナビゲート事業など他の施策の活用も十分に検討する。

3.5 情報提供事業

(1) 情報配信・提供事業

クラスターのホームページの整備を行い、活動状況、環境・リサイクル関連情報、検討成果等、会員等に対してきめ細やかで、タイムリーな情報提供を実施する。

(2) 成果発表

事業者向けに、事業の成果、関連情報を発表し、プロジェクトの成果を広く周知し、今後の事業展開へと繋げていく。

(3) ホームページでの事業マッチングと成果発表

ホームページ上にマッチングのための仕組みを構築し、成果を広く発表する。

以上

「対象となる事業全体の概要」

1. 注1:「一定の地域・分野における人的ネットワークの形成・強化」とは。

(1) 概要

提案者あるいは「活動拠点¹」が、一定の地域・特定分野（産業分野）を対象として、各種事業を展開することにより、「拠点構成企業²」や大企業、大学や公設試などの研究機関、商社、金融機関、他の産業支援機関といった様々なメンバーからなる人的ネットワークの深化・拡大を図るものです。

(2) 用語の定義

1:「活動拠点」

活動拠点とは、連携するプロジェクトの対象地域内に所在し事業を実施する提案者自身、または、事業に関する会計書類など関係書類をすべて管理できる機能のある支店、支部、事業所等のことをいいます。

2:「拠点構成企業」

拠点構成企業とは、拠点重点強化事業に参画し、一定の地域・分野における人的ネットワークや大学発ベンチャー支援者ネットワークを形成・強化する中堅・中小企業であり、連携する産業クラスター計画プロジェクト及び拠点組織の事業主旨に対して同意の上、当該事業への参画の意思をもった中堅・中小企業のことをいいます。

2. 注2:「大学発ベンチャー支援者ネットワークの形成・強化」とは。

(1) 概要

「大学発ベンチャー¹」の成長を支援するために「大学発ベンチャー支援者ネットワーク²」を活用した事業を展開することにより、当該ネットワークの深化・拡大を図るものです。

(2) 用語の定義

1:「大学発ベンチャー」

「大学発ベンチャー」とは、下記の項目及びのいずれかに該当する企業を指します。
大学で生まれた研究成果を基に起業したベンチャー

大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立された企業を指し、下記ア・イ・のいずれかに該当する企業をいいます。

- ア. 大学や大学関係者、学生が保有する特許をもとに起業した企業
- イ. 特許以外の技術・ビジネス手法をもとに起業した企業

大学と関連の深いベンチャー

下記ア. ~キ. のいずれかに該当する企業をいいます。

- ア. 創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立から5年程度以内に大学と共同研究等を行った企業
- イ. 既存の事業を維持・発展させるために、設立から5年程度以内に大学と共同研究等を行った場合、または大学から技術移転を受けた企業
- ウ. 設立から5年程度以内に大学関連のインキュベーション施設等に入居し、大学から種々の支援を受けた企業
- エ. 大学で学んだ内容を基に創業した企業
- オ. 大学でベンチャービジネス論等を学んで起業を決意した企業
- カ. 取引先や売り上げの大半を、創業者の出身大学や大学の人脈による紹介に依存している企業
- キ. 大学の技術を移転する事業や、大学の技術やノウハウを事業化するための資金を提供するなど、大学発ベンチャーを生み出すための企業

2:「大学発ベンチャー支援者ネットワーク」

「大学発ベンチャー支援者ネットワーク」とは、大学発ベンチャーの創業・成長を支援する財務・経営等の専門家、ベンチャーキャピタル等の金融機関、商社、TLO、産業支援機関、公設試（支援・協力機関）等から構成されるものをいいます。

「クラスター・マネージャー」ガイドライン

1. クラスター・マネージャー（CM）とは

産業クラスター計画プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を効果的・効率的に推進していく上で、プロジェクトのマネジメントに供する人材を「クラスター・マネージャー（CM）」とします。具体的には以下 ～ に分類されます。

- プロジェクト全体を総合管理する人材（統括クラスター・マネージャー）
- 推進組織の実施事業を管理する人材（サブ・クラスター・マネージャー）
- 推進組織と連携を図り拠点組織の実施事業を管理する人材（拠点クラスター・マネージャー）

及び は推進組織（事務局法人を含む）に配置し、 は拠点組織に配置するものです。
は を兼ね備えた人材という場合も想定されます。

2. CMの役割・機能

CMは、プロジェクトの推進体制のなかで、プロジェクト全体の管理、推進組織や拠点組織（以下、補助事業者という。）の事業管理、関係機関との協力体制の構築・強化を中心とした、ネットワークの形成・維持・拡大を基本的な役割・機能とします。

プロジェクト毎、補助事業者毎にCMに求める機能・役割は異なることから、プロジェクトや補助事業者の状況に応じて、効果的・効率的な推進に資する業務を行うこととします。

また、CMはプロジェクトの進捗状況や期待する役割・機能、配置先組織の体制等に応じて適格者を人選或いは公募することとします。（職能、年齢等は問わない）

プロジェクト全体を総合管理するCM（統括クラスター・マネージャー）
推進組織と拠点組織が共にプロジェクトを推進していくにあたって、プロジェクト全体の総合管理を行う人材です。

< 機能・役割 >

- 地域のクラスタービジョンの立案・実施
- プロジェクト評価の企画・実施管理
- プロジェクト全体の推進会議の運営
- 拠点組織との連携方策の立案・実施
- 推進組織の事業計画の立案・実施
- 推進組織の評価の企画・実施管理
- 地域クラスター協議会（知的クラスターとの連携会議）の企画・管理

推進組織の実施事業を管理するCM（サブ・クラスター・マネージャー）
推進組織がネットワーク形成を目的として事業を実施する際に必要となる企画、管理、フォローアップ等を実施し、円滑な事業実施に資する人材です。

< 機能・役割 >

- 統括クラスター・マネージャーの実施サポート
- 個別事業の効果的実施に向けた企画・運営・管理

関係協力機関(者)の有効活用、新規協力機関の開拓の方策検討と連携体制の構築

拠点組織の実施事業を総合管理するCM（拠点クラスター・マネージャー）

推進組織と連携を図り、拠点組織がネットワーク形成を目的として事業を実施する際に必要となる企画、管理、フォローアップ等を実施し、円滑な事業実施に資する人材です。

< 機能・役割 >

推進組織との連携方策の企画・実施

拠点組織の事業計画の立案・実施

拠点組織の評価の企画・実施管理

個別事業の効果的実施に向けた企画・運営・管理

関係協力機関(者)の有効活用、新規協力機関の開拓の方策検討と連携体制の構築

3. 補助金充当の考え方

CMの配置については、プロジェクトを推進する体制を検討し、そのなかで、CMの役割を明確化し、その役割を担う人材として助成が必要な場合に、補助対象とします（ただし、推進組織・事務局法人や拠点組織と雇用関係にある者（職員）に対しては謝金支出することはできません。）。また、配置先組織が「クラスター・マネージャー活動計画書（様式4）」（どのような成果・効果を狙って、いつ、何を、どのように実現するのか）を作成し、役割を明確化します。（詳細後述）

CMを配置する場合には、プロジェクト全体を管理・把握するため、「クラスター・マネージャー活動計画」を作成し、CMの分類に応じた役割分担を明確化します。

また、CMの円滑な業務執行を確保するため、必要に応じて活動費（旅費）、補助職員を手当します。

拠点クラスター・マネージャーを拠点組織に配置し補助対象とする場合には、プロジェクトの推進体制を考慮し、推進組織との連携（統括クラスター・マネージャーとの連携）及び拠点組織事業の管理を必須の役割・機能とします。

4. CMの活動計画

プロジェクト推進体制に補助金を活用するCMを配置する際（有償・無償を問わない）には、「2. CMの役割・機能」及び「3. 補助金充当の考え方」を念頭におき、次の要素を考慮した上で、CM毎に「クラスター・マネージャー活動計画」を策定することとします。

- ・プロジェクトの目標・事業の目標達成のために、CMの担う役割・機能を明確化する。
- ・その上で、CMの達成すべき事項を整理する。
- ・達成すべき事項を実現するためのアクションプランを作成する。
- ・達成すべき事項に基づいて、その活動を評価する評価指標を定義する。
- ・アクションプラン、評価指標をチェックする仕組み（体制・方法）を定める。

< 留意事項 >

- ・評価指標の策定には、上述「CMの機能・役割」に係る指標としてください。
- ・定量的指標の観点として、「推進組織・拠点組織のアクティビティ」、「外部機関との事業連携」、「CM提案事業による成果」等が考えられます。
- ・定性的指標はプロジェクトの目標・事業の目標に資する効果を列記してください。

5．評価

CM配置先組織（推進組織或いは拠点組織）は「クラスター・マネージャー活動計画」を作成し、また、日々の活動状況については、出勤簿・活動報告書（日報・月報）を作成することで、CMの活動管理を行うこととします。CM配置先組織は活動計画の達成状況を経済産業局・本省に定期的に報告してください。近畿経済産業局・本省は、CM配置先組織の報告に基づいてCMの活動を評価します。

6．補助金支出する際の注意事項

補助事業の区分について

CMの活動に係る補助事業の区分は一律「ネットワーク形成事業」とし、当該事業区分で認められている経費区分を適用します。（およそCMは、直接的にその事業の実施を行うわけではなく、その事業を通じてネットワークを運営するために活動することによります。）

補助金支出の範囲

CMとして補助金支出できる範囲は、クラスター・マネージャー活動計画を実現する範囲とします。（CMの稼働に対する支出は、経費の区分「謝金」のうち「クラスター・マネージャー謝金」です。）

